

第六十一回 参議院社会労働委員会會議録第三十六号 (刷直しの分)

昭和四十四年七月二十八日(月曜日)

午後六時四十三分開会

委員の異動

七月二十八日

山崎 五郎君

補欠選任

長田 裕二君

出席者は左のとおり。

委員長

吉田忠三郎君

理事

委員

上原 正吉君
鹿島 俊雄君
大橋 和孝君
上林繁次郎君

長田 裕二君
鬼丸 勝之君
黒木 利克君
高田 浩運君
中山 太郎君
矢野 登君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
上田 哲君
小野 明君
中村 英男君
藤原 道子君
渋谷 邦彦君
中沢伊登子君

衆議院議員

社会労働委員長

橋本龍太郎君

代理

修正案提出者

渋谷 直藏君

修正案提出者

谷垣 專一君

國務大臣

厚生大臣

斎藤 昇君

政府委員

厚生大臣官房長

戸澤 政方君

厚生省公衆衛生局長

村中 俊明君

厚生省医務局長

松尾 正雄君

厚生省業務局長

坂元貞一郎君

厚生省社会局長

今村 謙君

厚生省児童家庭局長

渥美 節夫君

厚生省保険局長

梅本 純正君

社会保険庁医療保険部長

加藤 威二君

事務局側

事務総長

宮坂 完孝君

常任委員会専門員

中原 武夫君

法制局側

法制局長

今枝 常男君

衆議院法制局側

法制局長

三浦 義男君

本日の會議に付した案件

○健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、山崎五郎君が委員を辞任され、その補欠として長田裕二君が選任されました。

○委員長(吉田忠三郎君) 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する

法律案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○小野明君 いま、開会前に委員長が釈明らしいことを言ったんですが、私も、きょう十時から公報に従って来ておるわけです。いままで、この時間までは九時間ですね。しかも、この委員会は、きのうから言われておるように、まあ私もは無効を主張しておるのだけれども、院議をもつてきょうの午後十一時までに限られておるわけですね。いわば三日目で、非常に貴重な九時間であつたと思うのです。この九時間というのは、後日やはり本會議でいろいろ議論がありますときに、問題になる時間ではないかと思ひます。一体、この時間の空費というのはだれのせいなんです。だれの責任なのか。その中間中では理事からも説明はあつております。いま、開会前に委員長から若干お話をあつたけれども、それだけでは私どもは納得できないし、その事情というもののはわかりません。この貴重な時間の空費というものは、一体、どういふ事情であつたのか、だれの責任なのか、それを明確にしろといひたい。それを聞かないと、われわれは審議に入れませんよ。これは国民の一番聞きたいところだろうと思ひます。お尋ねします。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。

〔午後六時四十五分速記中止〕

〔午後六時五十四分速記開始〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起して。

○上田哲君 院議で決定されました質疑時間がわずかに四時間少々になつておりますので、私どもとしても、質疑をできるだけ早めていきたいと思ひます。この席には、ただいま委員長のお話のように、与野党の理事諸氏及びその他の皆さん方の御努力によつて、衆議院の社会労働委員会から委員長代行として橋本議員がお見えをいただいた

ているのでありますから、代理に対して敬意を表しながらお伺いをいたしたいと思ひます。

私どもの基本的な立場は、一昨日来申し上げておりますけれども、社会労働委員会の委員長代行がお見えでありますから、念のために、もう一言だけ申し上げれば、本来、この法案についての今日までの手続には、憲法その他の法規に違反する違憲性が強いというふうに私たちは解釈をしております。ただ、この席では、その問題についての政治的な見解なり、あるいは法律解釈についての争おうとするものではありません。そうした問題は、去る二十五日の参議院本會議の院議が、そうした違法性そのものを超越するものではないという共通の理解に立つて、私どもは事実関係についての具体的な御説明と、それについての衆議院社会労働委員会の法律上の見解もあわせて確かめておきたいと思ひます。そういう観点からひとつ御回答いただきたいと思ひます。

実は、われわれはこの違憲性という問題について四つの項目を立てておるものであります。時間の制約もありますから、あるいはまた答弁資格者の問題もありますので、縮めて、特にただいまは、七月十日の衆議院社会労働委員会の採決の問題について、事実関係と御解釈を委員長代行からお伺いをいたしたいと思ひます。これにつきまして、こういう委員会の席において他院から御出席をいただくまでも、本来、国民の何人といえども見ることのできる會議録がでさう上がつていれば問題はないのであります。私が調べましたところ、はなはだ奇異な感じがするのであります。七月十日の衆議院社会労働委員会の議事録、またこの問題を確かめました七月十二日の衆議院本會議の議事録等は、その前日までをもつて終わつておまして、なお印刷が終わつていないのであります。録音はどうかと思つて調べてみました。

ところが、録音もすでに消したあとだということでありました。この点については私が調べましたところ、通常は数日でもって、一般的に申せば、会議録ができ上がっているという慣例からして、非常に常とは違う形でありました。もし、これについての答弁資格者の御出席が私どもが要求したようになんかえられておりますれば、その点もお伺いをしてみたいのでありますが、この際はそのことは省略いたします。

以上のような前提に立つてお伺いをいたしますので、私どもは、そうした会議録にかわるものとして幾つかの資料を収集せざるを得ないわけでありました。ここに私が手にいたしておりますものは、申し合わせによつて公文書とは申し上げますけれども、衆議院の社会労働委員会の理事さん、これは党派は別として、河野理事、田邊理事、これは決してこの社会党側の理事さんだけにお伺いしたのではございません。橋本議員そのほかの皆さん方にも同じ趣旨の問い合わせをいたしたのでありますが、御出席がいただけないので、この両議員からは文書で回答が参っております。そのことを手がかりとして、ひとつお伺いをいたしたいと思ひますが、念のために読み上げます。

「七月十日の社会労働委員会理事会は、午前十時から開かれました。理事会の議題は、七月九日の枝村要作委員の質問に対する政府答弁に伴う資料提出を要求した結果に基づき、簡単な資料が提出されました。そこでこの程度の資料では、委員会の審議に入ることはできない、さらに詳しい資料を提出すべきであると要求し、それによつてさらに資料提出について検討することになり、理事会は休憩となりました。十日の理事会においては、自民党側から健保特例法修正についての発言は全くありませんでした。その後、理事会を開くことなく経過いたしました。自民党の理事によつて、今後の議事打ち合わせを午後八時に開くことを約束しながら、その約束をじやうりんし、突如として、同時刻に委員長室に森田委員長が殺到したものであります。」こういうふうに書いてあ

ります。このあと、もう少しこまかい問題に入るのであります。私は、これあたりは、先ほど前提として申し上げたように、いろいろな見解の争いがあると思ひます。はなはだ事実関係について相違した点があると御指摘があれば御指摘願ひ、しからずんば、この問題は先に移りたいと思ひますが、橋本議員からでありましょうか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 光榮ある参議院の社会労働委員会にお招きをいただいたて、答弁いたす機会を得ましたことを最初にお礼申し上げます。

ただいま上田委員からお尋ねがありました点に関連し御答弁申し上げたいと思ひます。実は、衆議院規則の第六十条の二に、委員長または修正案の提出者は修正部分について説明することができると、こういう規定をされております。また、参議院規則のたしか四十一條であると記憶いたしますが、同様の趣旨を定めております。でありますから、私どもは事実について委細を承知いたしております。また、御答弁申し上げたい点もござりますが、規則によりまして、修正案についての御質問以外に答弁いたすことができなくなつております。この点は御了解願ひたいと思ひます。

ただいま上田委員が、衆議院社会労働委員会の河野氏、田邊氏両理事のお名前で提出されたとして文書をお読み上げになりました。いやしくも、私は、本日、衆議院社会労働委員会の委員長代行としてこの席に参つております。この席に参つております以上は、衆議院社会労働委員会の与野党の理事の意見を総合し、その上でこの席に出ております。でありますから、衆議院の社会労働委員会に關する一切の問題についてお答えをいたす責任者は私であります。またそれ以外の理事のどなたもそのような文書を提出される資格は私はないものと心得ております。ただ、上田委員の御発言にも、公的な文書ではないというお断わりがございました。その点はそれでけっこうであります。一体、その文書がどういふわけでの席に私は提出されたのか、この点については、衆議院

社会労働委員会の委員長代行として、逆にお尋ねをさせていただきます、御説明を願ひたいと思ひるのであります。

なお、今日の委員会の経過並びに結果につきましては、議事規則の上から私に発言の許されておりますのは、これが有効に行なわれたと私どもは信じておる、その一点であります。

○上田哲君 これは今日まで、この審議が始まる前に速記をとめて、小野委員から激しく委員長に迫つたところですでに了解をされている部分であります。そうした了解の上で立つて、非常に迫つております。正確に申せば三時間と五十六分しかない時間を有効に使うために、各党間の了解の上でスムーズにひとつ御質問を申し上げ、お答えをいただけると、こういうふうな理解をしておるわけでありまして、この点はひとつぜひ御理解を深めていただきたいと思います。

念のために申し上げるならば、私どもは憲法第四十二條に規定されております。国会は衆議院及び参議院をもつて構成するといふ条項の正しい解釈において、特にまた政治論的にこれを申し上げるならば、いふところのチェック・アンド・バランスのあり方の中から、決して、先ほども注意深くお断わり申し上げましたように、政治論的に、または法解釈的にこれを争おうとするのではなく、衆議院の議決に基づき送付された案件を、委員会に付託された任務においてこれを審議するたために、事実関係を明らかにしていただきたいと言ふにすぎないのであります。したがいまして、一番最後の合法であるにすぎないのだといふことの解釈であり、私どもは、その解釈の根底にあるマテリアルをお伺ひしたいのでありますから、橋本議員がお話しになりましたように、委員長代行としての権限において、ひとつ具体的なデータをお示しをいただきたいのであります。付言する必要はないと思ひますけれども、この問題について、なぜこうした文書が出てきたかといふことについては、橋本議員自身がすでに理事会でも御了知のことと思ひますけれども、社会労働委員長から衆

議院の社会労働委員会の皆さんに向かつて、公文書とは、先ほど私はあえて申し上げませんでしたけれども、ひとつ当院の審議を促進するために具体的事実について御説明を願えないかといふことを申し上げた中で、本来は、単に社会労働委員会の委員長代行さんだけではなしに、そのほかの理事さんにも御出席をいただきたい、こういうことを連絡を申し上げたのであります。いろいろなお話し合いの中でそのことができないことになりましたので、一応こういう文書がここに届いているといふことであります。したがいまして、二回注意深く申し上げましたように、この問題について、これが公文書だとは申し上げておりませんし、したがって、このことについて疎明せよといふようなことを申し上げているわけではございません。たとえばこういうふうな一つの説明がある――会議録がないのでありますから、ほかに資料がありませんので、参議院は衆議院でいかなる議決が行なわれたかといふ経過について全く知らない、それが正しいといふことにはなりません。国民一般の国会に対する認識と同じように、私どももそのことを具体的に知りたいわけでありまして、たまたま私どもが手にいたしました資料としてはこういうものがあるので、このことは、私は、ある程度解釈の問題と見解の相違になると思ふから、先ほど申し上げたように、このことについては深く争うつもりはない。深く事実関係について御説明を賜われればそれでいいのであつて、そうでなければ先へ進みたいのである。以上御説明申し上げればさういふことであります。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 尊敬する上田委員のせつかつの再度のお尋ねでありますけれども、私どもは、衆議院の社会労働委員会の委員であります。しかし、本日こちらに参つておりますのは、与野党全員を通じての社会労働委員会委員長代行としての私であります。その場合には、私は衆議院の議事規則にしばられます。衆議院の議事規則には、先ほど読み上げましたとおり、委員長または修正案の提出者は、修正部分について説明

することができると定められておりますが、それ以上のことを他院で申し上げる資格を与えられておりません。私どもは、事実問題として種々な状況の点についてはよく存じております。しかし、この席上、衆議院の社会労働委員会と野党全員の委員を代表して私が申し上げられることは、この衆議院規則に示された範囲でありまして、せつかくの尋ねではありませんが、それにお答えをいたすことは適当でないと思存します。

○上田哲君　まあ、これは異論があるところでありまして、私は納得いたしませんけれども、針が刻々と動いてまいりますから、あえて先に進むことにいたします。どうかひとつできるだけ胸を開いてお答えをいただきたいと思うのでありまして、橋本議員がどうしてもお答えにならないという範囲を確定されるということであれば、やむを得ない部分もあるかと思いますが、ひとつお答えいただけるような質問をできるだけ私も抽出してお尋ねをいたします。あと、われわれがこの文書についてということ、クレジットをはずしましう。

私どもが仄聞しているところでは、七月十日、午後八時二十分ほど前に、森田委員長さんが監視に守られて、第三委員室に入ろうとされた。そして谷垣理事が修正動議を出されたといわれております。そして発言時間がせいぜい三、四秒であったというふうには伝えられているのでありますが、その点はいかがでありますか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君)　たびたび繰り返して恐縮であります。衆議院規則六十条の二項に定められた範囲を越える点については、私はお答えをいたすわけにはまいりませんので、御了解願いたいと思存します。

なお、上田委員に一点、これは衆議院の社会労働委員会の代表として確認をいたしたいことがございまして、この席に私が出て参りますについて、与野党の理事の方とすべて相談をいたした上でこの席上に参りました。ですから、私は衆議院社会労働委員

会の与野党の委員並びに理事を代表してお尋ねをするわけでありまして。

ただいま、これをもう資料としては用いないというお話でありました。いやしくも、先ほど、その文書を書かれた方の氏名として上田委員が御発言になりました名前、衆議院社会労働委員会の成規の理事の方々の名前でありまして、そのような文書をその方々が提出せられたというお話は、私どもは公的に、あるいは非公式にも理事の懇談会の席上で承っております。衆議院の社会労働委員会から本参議院社会労働委員会に対して代表して申し上げる範囲は、与野党の理事の方々と相談をいたしました範囲であります。その文章についてのお名前は一応お取り消しを願いたいと思存します。理事としての御発言が文書としてこの席に出されますことは、与野党の理事として、衆議院社会労働委員会の理事として非常に迷惑であります。また、繰り返し申し上げますとおり、私がお答えのできます範囲は、衆議院規則六十条の二に定められた範囲でありますから、その点を御了解を願いたいと思存します。

○上田哲君　まあ、ひとつ橋本議員ね、もつと率直に話しましょう。できるだけひとつ率直に話したいと思うのです。いかにも、私は、そうしたことがつまらないトラブルにならないために、これは公文書とは申し上げないよ、公文書が——現在会議録がないわけですから、あればこれにこうしたことはないので、ないの、こういうふううに仄聞するデータをもつて、これを資料としてお尋ねをするから、これがあなたの御答弁をいただく材料になり得るならばお使いいただいて、お答えをいただきたいと申し上げておるわけで、この辺については、もう問題はないと思うのです。ただ、あなたが御答弁をなさるのに、たまたま理事の名前が出ていくと、あつが悪いとおっしゃるならば、その名前を取り消すことはけっこうでありましょう。私は、そういうことにこだわるつもりはありません。理事会の決定を受けてあなたが与野党のすべての理事の代表として、ここに資格を

持つて代表として出られておられるとおっしゃるならば、これは公党間の約束でありまして、この公党間の約束の中でも、私どもの理解では、この程度の御答弁はあるべきものと、こういうふうな理解をしておるわけでありまして、この辺はできるだけひとつ歩み寄っていただいて、胸を開いて御答弁をいただきたいと思存するのであります。

なお、法規のことについてお話もあるようでありまして、私も見解を述べたいと思存するのでありますが、論争したいと言っておるのではないのであります。少なくとも両院制度のあるべき姿としては、議事規則に基づけば、付託審議されるというところがあります。審議ということばの中には、決して拡張解釈をするのでなく、いかなるありようの中で審議されたかということが、衆議院から受け取って参議院の審議対象になることは、これは当然のことでありまして、その意味ではたとえききうも参議院議員もお答えになりましていただいても、修正案に振りかえたとある審議が十分であったか、こういうことをお尋ねをいたしまして、参議院自身も残念であったというお答えもあったのであります。そのこと自体は、違法ないしは脱法という問題に持つていくとしておるのではなしに、そういう事実は参議院の審議の中には重要な要件となるのだ、こういう解釈は当然のことだと思存しております。

ただ、私は繰り返し申し上げたいのは、そのことをたてに無理やり押し込めようというのではあります。それから、どうかその上で議すべきことはこちらから形式上のことは幾らでも譲りますから、お答えをいただきたいのであります。したがって、こういう紙がぐあいが悪ければ、ひとつこのいう紙はやることにいたしましう。すつきりやめることにいたします。たとえば新聞記事がございまして、新聞記事はこういうふう書いておるがどうかという質問は、常に国会であることであるから、どうかその辺でお答えをいただきたいのであります。七月十一日の読売新聞がここにございまして、全部読むと、これはなかなか長

くなりますから、きわめて大事なところだけ読みますけれども、「夜八時、森田重次郎委員長を先頭に参議院議員、谷垣専一氏ら十数人が委員会室への突入を図り、これをばはもうとする社会、公明両議員らと入り口で乱闘騒ぎとなり、委員会室はたちまち混乱に陥った。この混乱の中で、後者の入り口から先に委員会室にはいついた自民党の世耕政隆氏らが健常特例法改正案の修正案を印刷した紙を委員会室にばらまいた。こうした状態が二、三分続き、怒声入り乱れるまま同委員会室は終わつたが、自民党側は「云々」と、こういうふうな状態が続いております。こういうふうな新聞記事で報道されております内容について、どのようにそのときの事態を御把握でありましようか、お答えをいただきたいと思存します。

○衆議院議員(橋本龍太郎君)　たびたび繰り返して恐縮であります。衆議院の社会労働委員会を代表して理事でおられる河野、田邊両理事も、私が本院の当委員会においてお答えをいたす範囲を定めまされに、御列席になりました。その範囲を確定せられました。でありますから、私は議事規則に定められた範囲を越えての御説明はできません。

なお、これは個人的な見解として申し上げさせていただきますが、院には両院があり、それぞれが独立して審議を行なつてまいります。衆議院の社会労働委員会における内部の問題、本院における社会労働委員会の審議にその資料として議事規則を越えてまで衆議院社会労働委員会からの答弁を要請されることはいかがなものであろうかと存じます。「何を言っているの」「当然じゃないか、衆議院じゃないか」と呼ぶ者あり。

○上田哲君　これはそういうふうな理解が、解釈が統一されて、本日出席をいただいていると思うのであります。発言する者多し。ちよつと静かに、私は静かにいまお話を伺っているわけですから、時間がもったいないですから、冷静にやろうじやありませんか、谷垣さん。そういう意味で、議事規則を越えたと私は理解をしないわけでありまして、議事規則を越えている、越えて

いるということだけでお話しになっていたので、議事規則の題名を並べることにいたしましたので、その辺は突っ込んでお尋ねしたいのですが、先ほど来私は申し上げているのでありますが、よくあることじゃないですか。新聞記事にはこういうふうに出ている、これについてどう思われるかという事は、これが全然答えられない慣例なんじゃないか、かってなかったと思うのです。たとえば、あなたが、ここに書いてあることは間違いないとおっしゃることもけっこうだと思ふのです。それについてはお答えをなさいただけなのではないか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) たびたび同じことを繰り返して恐縮であります。社会党の上田委員と同じ政党内閣に属せられる河野、田邊両理事もおられて、私の発言にかせをはめられました。議事規則の範囲での答弁をせよということであり、私から申される範囲はその範囲でありますので、それ以上について私は答弁をいたすわけにはまいりませんので、その点は御了解願いたいと思ふいます。

○上田哲君 じゃあお伺いしたいのですけれども、議事規則の範囲というのは何だろうか。一番通常のあり方からすると、付託、審議されることになっている、それが本院の義務でありまして、それは衆議院から送られた送付案件について、付託されたものについて審議をするが、審議の中には、どのようなあり方の中で、たとえば十時間の時間をかけて審議されたか、二時間の時間をかけて審議されたか、五分間の審議であったかというところをお尋ねするのは、本院に課せられた崇高な審議の内容に含まれるものであり、これにお答えいただく適当な人がないならば、わざわざお尋ねいただくのは恐縮でありますけれども、お答え賜わらねば議事規則に相反することになるのではないか、あるいは参議院の審議権を侵すことにならないか、あるいは参議院の審議権を侵すことにならないか、参議院議員(橋本龍太郎君) 私は、参議院の崇高な法案審議に対して、それに何ら異論をさしはさむことはございせん。この点は、まず最初に明らかにいたします。しかし、それと同時に、他の一院である衆議院にも私どももなり責務を課せられております。また、私どもの行動にも衆議院規則というものによつての制約がございます。これを守らないわけにはまいりません。その範囲におけることしか私は申し上げられません。それは先ほど申し上げましたとおり、委員または修正案の提出者は、修正部分について説明をすることができるといふことであります。

○上田哲君 のらくら問答を続けてもしょうがないから、少しづつ先へまいりましょう。念のために、新聞記事に、三、四分と書いてある。その三、四分と書いてあることについてはどうなんですか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) ただいまの御質問は、修正部分について説明をすることができるといふ範囲を越えているように存じます。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。
○上田哲君 それでは前へ進みます。

そこで、これは議決そのもののことをお伺いしなければならぬと思ふいます。十日の衆議院社会労働委員会での案件が採決されたというところにされておりますが、その際、出席議員が何人であったかというところをお尋ねしたいのであります。これは十一日の朝に、森田社会労働委員長から衆議院議長に報告をされたとする出席議員の数は二十一名ということでありまして、このことは、他の社会労働委員会の理事が議長と事務総長のところに参りまして話し合ひをいたしましたときに文書で出されてきたものを、明記されているものをご確認をされたのであります。二十一名という名前、数についていかがでございますか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) それは、衆議院社会労働委員会の内部の問題でありまして、これも修正案とはかわりのない点だと思ふいます。

○上田哲君 これは中か外というよりもそれ自体の問題でありまして、その部分がどういふふうな議決されたのかというところを全然知らずに本院では審議をするということにはならないわけでありまして、議決されたことについて、私どもはその内幕を伺いたいという事は、当然ながら質問事項になるはずであります。具体的に、十一日の朝に、社会労働委員会の理事が衆議院議長及び事務総長のところで、文書に明記されているもので二十一名を確認したんですが、そのことは誤りでしょいか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) いやしくも衆議院として議決をし、参議院に送付をいたしました以上、これは議事運営として適法にこれが成立をし、本院に送付されたものと考へます。これも、ただいま御質問の点は、衆議院社会労働委員会内部の運営の問題であります。答弁のワクを越えると思ふいます。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔午後七時二十六分速記中止〕
〔午後七時三十七分速記開始〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。
○衆議院議員(橋本龍太郎君) たびたびの上田委員の御質問に正確な答えができなくて恐縮であります。個人としてお答えしたいのはやまやまですが、衆議院社会労働委員会として与野党の理事が相談の上出てまいりました私としては、ただいま御指摘になりましたような点につきましては、これ以上の御答弁を申し上げるわけにまいりませんので、重ねて恐縮であります。御了解を願ひたいと存じます。

○中村英男君 関連。これは提案者に御答弁願うか、委員長代理かわかりませんが、修正部分は広範囲に、非常に範囲が広いから相当時間を要したと思うのです。これは、一体、相当時間を要したか、これが一つ。それから、委員長代理である橋本さんはこれを確認されましたか。

○衆議院議員(谷垣一君) きのう、おとといと、私は提案理由を説明したというのを何回となくお答えをいたしております。これは本来から言えば、私は修正部分についてという限度を越しておると思ふいます。そこで私がお答えすることは、しかし、本委員会において、私の名前を特にならべて御質問がございましたのでお答えをしたわけでございます。それ以上いろいろとお尋ねがございましたら、これは修正部分につきましては問題につきましては、私はお答えをいたさなければならぬと考えておりますけれども、委員会の中において私がどうしたか、こうしたかということについて、私に発言を求められるという筋合いのものではないと思つております。ただ、私の名前をここに御指摘になつて言われたこととでございますので、私は個人的に申し上げたということとでございます。

○上田哲君 いまの御見解なんですけれども、本委員会が実は提案趣旨の説明も行なわれないうちに二十五日を迎えました。院議の決定によつて、大きく政治論ないしは憲法論の解釈の中では相対立する中で、参議院は、二十八日午後十一時までこの法案の審議を行なうことになりました。本委員会は、これは谷垣議員も御了解のことになりましたが、これは谷垣議員も御了解のことになりまして、第一日目の提案趣旨の説明が行なわれるに先立って、委員長以下御出席の国務大臣も含めて、この問題は第一に憲法論については立法府で争おうとするのではないけれども、これについては大きく見解が分かれていられるから、この本案の審議にあわせて憲法問題も審議をする、こういうことが確定をされているわけでありまして、その意味においては、御出席をいただきました提案理由の説明の議員は、私どももはその観点から御質問することができる立場を留保しているわけでありまして、ただ、もちろんここには衆議院と参議院の両院の問題がございまして、谷垣議員は谷垣議員ないし衆議院の解釈の中でお答えになり得ないという部分があることも了解をいたします。そし

て、谷垣議員には、昨日は一べん出すと言われた資料を、そういう御解釈だろうと思えますから出さないというふうな交換もありましたけれども、しかし、それは結論的に申せば、御答弁がでかねるであろうという理解の上に立って、しからば衆議院の社会労働委員長においでをいただこう、したがって、そこでお答えをいただく限りはお答えをいただこう、こういうふうにお聞きをしておるわけでありまして。そういう立場で、本日も両院の立場を相補いつつ、そこなわないという観点から、冒頭に、政治論ないしは法律論についての解釈は争わない、こういうふうに入力して御答弁をいただきたいと思つて質疑をいたします。これは本院の審議の自由の範囲であります。これについてはお答えを賜わり得ない部分は私はいたしたくないと思ひますから、そのようにお答えをいたしたいと了解をいたします。

吉田委員長のお取り計らいがありましたから、内容についてお伺いをいたしたいと思ひます。しかし、もう一点だけひとつお聞きをしておきたいのでありますけれども、私も聞いておりますところでは、この出席議員の数がどうかということに、はなはだ大きな関心があり、審議の対象と思ひますので、同じように——これは本院ではあります。衆議院の社会労働委員の河野、田邊理事が、七月十一日の午前十時ごろ、石井衆議院議長及び事務総長のところへ参りまして、出席議員の数を確かめた、それは衆議院の理事さんとしては当然なことだと思ひます。そこで、その際、石井衆議院議長と事務総長から出席議員の氏名について口頭で御報告がございました。繰り返して申し上げますけれども、これが後ほど作成されるであろう会議録が現存いたしますならば、それを照合すればいいのでありますけれども、まだその時期に至っておりませんから、念のために、私はそうした資料に立つのであります、自由民主

党から森田重次郎君、澁谷直蔵君、竹内黎一君、谷垣専一君、阿部喜元君、丹羽久章君、中山マサ君、福家俊一君、加藤六月君、中川一郎君、社会党からは枝村要作君、加藤万吉君、後藤俊男君、島本虎三君、平等文成君、山田龍目君、大原亨君、民主社会党からは本島百合子君、公明党からは大橋敏雄君、北側義一君、以上二十名が出席をされている、こういうふうにお聞きをしております、このことについていかがでありますでしょうか。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 繰り返して恐縮であります、私は、ただいまお名前をあげられまして河野、田邊両理事をも含めて衆議院社会労働委員会を代表してお答えを申し上げます。

先ほどから繰り返して申し上げて恐縮であります、衆議院としては、本案を正式に議決し、参議院に送付をいたしました参議院で、その審議にいかようになさるうとも、これは参議院のりっぱな御審議として、私も一切容喙いたす意思はございません。しかし、それと同時に、衆議院の内部に行なわれまして審議の内容について、この席上、御質問をいたしたくは思ひます。私も、衆議院の議事規則に定められた範囲を超えて御答弁を申し上げる資格を持ちませんので、個人として申し上げたいことは多々ございしますが、ただいまの御質問に対して御答弁のできないことを非常に残念に思ひます。

○上田哲君 ですから同じことは、その分はけっこうであります。私もそのほうは、質問することはいけなと言われるのは、これは少し腹にすえかねるのであります、われわれは、このことは、衆議院から送付され、審議を付託された案件について、当然必要とする内容だと考えている。これは国会の国政調査権の範囲にすべて含まれることであります、特別な例外を除く限り、私もどがあらゆるこの審議の進行に必要だと考える部分を答弁者に求めることは、当然な審議権の内容であります。質問すべからずということ、少しくおことは過ぎるのではないかと思ひのであります

すが、それについて皆さん方が衆議院の立場でお答えができない場合は、それでけっこうだと申し上げたんであります、聞くのはいけないというふうなことではないに、それは言えないというところであらばけっこうであります。そういうふうにお答えをいただきたい。私も、そういう部分非常に重要に感ずるのでお尋ねをしております、もとよりそのことの連帯性をここで問おうとしてはおりません。私もその問題といたしましては、第一回目の御報告として受けているのは、全部で二十一名、これが自民党議員二十一名ということであつたやに聞いております、そのあと事務総長から議長立ち会ひのもとで報告されているのが二十名。御承知のように、二十名は社会労働委員会の議決をなすに値する議員のぎりぎりの数であります。この中には、いま読み上げましたように、自民党の皆さんだけではなくて、社会党はじめ野党の多数の議員が含まれておりまして、私の理解するところでは、野党議員は、まかり間違つてもこの修正案に賛成の手をあげることは考えられないのです。もしかりに出席議員がこの数に於いて全部であるならば、明らかにこれは全員が賛成でない限りこの案件は採決、成立してはいないはずでありますから、そうすると、ここに採決無効という問題が、賛成の何か誤認があつたのではないかと、いような不安を持った立場を立つために、いまこゝうした問題についてお尋ねをいたしましたわけでありまして。——お答えがないようでありますから、この問題についてはお答えができないという解釈に立たれると思ひので、これ以上は深追ひをいたしません。

そこで、内容について少しお伺いをいたします。この七月十日の社会労働委員会におきまして、谷垣議員が修正案の御提案をなさつたわけでありまして、その御提案をなさつた御提案の文言でありますけれども、それが十二日の衆議院の本会議で質問があり、御答弁をされているようであり、これも会議録がございせんので、その

当時の速記録をその部分だけ抜き出して聞いたという、仄聞にしか立てないのが残念でありますけれども、そういう中では谷垣議員が、「私が述べました修正案の趣旨説明の要旨は、渠代一部負担の取りやめ、料率は千分の七十として本法に繰り入れるなどの措置を講ずるものであります。」と言つたのだと、こういうふうにお聞きをしております。これによろしくございませうか。

○衆議院議員(谷垣専一君) 修正部分につきましては、御説明をするために私は本院に参つております。したがしまして、いまの御質問に対しては、私はお答えをいたしかねます。

○上田哲君 ちよつと失礼しました。いま雑音が入りましたので、おそれ入りますが、もう一べんちよつと簡単に伺ひたい。

○衆議院議員(谷垣専一君) 私は、本院には修正部分につきまして御説明を申し上げるために参つております。ただいまの御質問はその範囲を越えるものと思ひますので、私はお答えをいたしかねます。

○上田哲君 そうですか、それではこのまま先へ進みます。

昨日の澁谷議員にお尋ねをいたしましたところ、澁谷議員の第一目の御説明の中に、今回の修正は大修正であるということがあり、また私が再度お尋ねをしたところ、四点をあげて大修正だといふふうにお尋ねをされたわけでありまして。四点のうち、いまお答えがございせんのでしたけれども、谷垣議員の提案理由の説明がこの文言であつたとするならば、この中に四箇中二点が含まれると考えていいと思ひのでありますけれども、初診料の百円を二百円にするという問題と入院料の六十円の問題、澁谷議員が大修正の項目の四つのうちの二つだとあげられましたこの問題が、このような文言の提案理由の説明であつたとすれば、含まれているというふうにお考えでございませうか。

○衆議院議員(澁谷直蔵君) 私は、きのう、おとといと当委員会に出席をいたしまして、でき得る

だけ各委員の質問に丁寧にお答えをいたしたいというつもりで努力をしまいたつてもいいです。ただ、その質疑を通じて若干感じておつたのでございますが、特に、本日この質疑を通じて、私が強く感じますことは、衆議院の社会労働委員会における十日の採決の状況について質疑が集中いたしており、私は、これは議員の常識でございまして、ことあらためて実はいささかと思つて差し控えておつたでございしますが、あくまでも国会は両院から成り立っております。衆議院、参議院はそれぞれ独立をいたしております。したがって、両院とも、他院の内部のことについては干渉しない、これは私は国会運営における基本的な原則の一つであると了解をいたしておるわけでありまして、したがって、衆議院の社会労働委員会におきまして、今回の特例法修正案を含めての採決が、一切の手続を済ませて衆議院を通過いたしまして、衆議院議長から参議院議長に送付をされて、本院において審議をされております。この現段階におきまして、法案の内容、さらには修正案の内容についての質疑はこれはもう当然でございまして、それ以外のことに付いては繰り返して参議院の私どもに質問をされることは、これは迷惑であります。これは先ほど橋本委員長代理という立場から、さらにまた同僚の谷垣君からも同じような気持ちの上に立つてお答えを申し上げておるわけでございますので、この点はもう一度私からも、衆議院の委員会の運営の内部のことについての質疑はひとつこれ以上は避けていただきたい、私からお願ひを申し上げます。次第であります。

○上田哲君 御趣旨はよく了解をいたしました。私もまた、衆議院の内部に介入をいたす部分について異を唱えようというのをいま主眼にしているのではないのであります。これは、たとえばその問題について両院において意見を同じゅうするところがないとしても、その場合は少なくとも司法権のこれを決するところでありましようか

ら、そうした部分をここに争わないということもしきりに申し上げておることであります。したがって、衆議院の皆さん方が答えることができないという判断、解釈に基づいてこれをお答えにならないことについて、特に強弁をして引き出そうという態度は、本日、いささかも私は持つていないつもりであります。この点は議員、御理解をいただければよろしいか。——— ありがとうございます。私はそういう立場でできるだけ慎重にお話を申し上げておるつもりでありまして、お答えができませんというのをいただければ、それ以上はけつこうであります。

しかし、こゝでやはりそれを最低限としてわれわれもまた見解を明らかにしておきたいのは、私どもが違法をここで争い、違憲性、合法性をここで決着をつけようなどとは思っておりませんけれども、二院制のあり方の一つ一つの面である審議を円満に遂行し、これを完成するという立場からいたすならば、私どもも、またあらゆる問題について質疑を行なうという要求を打ち消すべきではないわけでありまして、その部分での御質問をできるだけ申し上げておるつもりであります。逆に一言だけ申し上げれば、政治論、解釈論を避けておりますけれども、かりに衆議院に対して、参議院が案件を先に議決をして衆議院に送るということもあり得ることでありまして、その場合、もし参議院においてわれわれが常軌を逸し、あるいは法に違反するような決定を行なつて衆議院に法案を送付するような場合、これをしむ説明を問うことなく審議をすることが正しいとは、一般的に言えないと思つております。そういう意味において、私どもは、できるだけ法案審議を尽くそうとしたにすぎません。〔何か法に違反してはいることがあるんですか〕と呼ぶ者あり。これは一般的なことを申し上げておるのですから、どうか、衆議院に向かって内部干渉しようという態度でないところを両々御理解をいただければ足りるところであります。

○委員長(吉田忠三郎君) 谷垣君、君は修正案の発議者として来ておるわけですからね。衆議院ではあるけれども、君の答弁はそれ以外に答えられないと言っているんですから、静粛に願ひます。

○上田哲君 私も、このことをよく慎行として残そうという熱意に燃えて、実は慎重にお話を申し上げておるわけですから、橋本さんおわかりですね。そういう意味で、まあ、ひとつ谷垣さんも先輩なんですから、どうか胸を開いて両院の円満な発展のために御協力をいただきたいと思います。私どもも、無理じいをするようなことはない、は、たくさん問題についてお伺ひしたいからでありますけれども、橋本議員が本会議に帰るようには呼ばれておるという通知が参りました。これはまた、両院の相尊重すべきルールであると思ひますから、これ一つでも御理解のようになり、決して無理じいをするとはしてないのではありません。どうかこの辺は、何かいかにも他院に向かつて足を入れてかき回しているような、そういう印象を持って、本院にひとつ足跡をお残しにならないように、これはまた一言申し上げさせていただきますたいのであります。委員長におはかりをお願いしたいのは、せつかく九時間におわたる時間をかけて、これが法解釈論ではなくて、公党間における政治了解として衆議院の社会労働委員長代行に御出席をいただき、審議を尽くすことになつたのであります。いかにせん、ふたをあけてみると、そうした公党間の約束がはなはだ不十分であつたということを認識せざるを得ません。私の理解するところでは、憲法四十二条の規定するところは、いま少しく両院の見解を融合せしめる条項であると考へておりますけれども、しかし、実際問題として、ここに橋本議員がいるにもかかわらず、時間切れの問題が提起されているなどいたしております。理事会ではありませぬけれども、これは私の提案するところではありませぬけれども、衆議院側から十分なお答えをいただけなかつたことには異を唱えませぬ。唱えませんが、参議院側の審議としては、私は、十分な答弁がなかつたことには満足するわけにはいきません。それが

根底的に二日間かけてまいりました本委員会の運用の問題にかかわるものであるならば、ひとつこの際できる限り、橋本議員の御退席を円満にしたい。ただために、委員長においてこの間の御取捨をいただけて、残された短かい時間の進行の方向を御決定をいただきたいと考へまして、委員長にお戻しをいたします。

○衆議院議員(橋本龍太郎君) 本会議に戻るようという連絡がありまして、退席をいたします前に、一言上田委員の先ほどの御質疑に關連をいたしまして、あらためて衆議院社会労働委員会としての御答弁を申し上げます。

私どもは、参議院の独自性、そしてまた、参議院において行なわれるりっぱな御審議に対して何ら異を差しさすものではないと考へます。と同時に、私どもは衆議院の一員として、衆議院の議事規則に制約されております。私どもの理解をいたしましては、他院の議事について、事実の調査の権限というものは、両院ともお互いにならないのが原則であると思つております。先ほどから繰り返して今日の審議状況、あるいは議事の運営等について、あるいは当日当該委員会に出席してございした委員の氏名等の確認についての御質問がございました。そうした観点から、私は、衆議院社会労働委員会の委員長を代行する者として、本院の御審議に御協力のできないことを非常に遺憾に思ひます。修正案の内容につきましても、また今日までいたしてまいりました。どうか衆議院社会労働委員会としての立場も御了解を願ひますよう心からお願ひを申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起こして。

○上田哲君 はなはだ私がお伺ひいたしたいという問題につきましても意を満たしませんでしたけれども、委員長のお取り計らいもありましたし、時間的な制約もございしますので、その処理方針におま

かせをいたしたいと思ひます。なお、橋本委員並びに提案者として御説明に御出席になりましたとはいひながら、衆議院の両議員、また社会労働委員長代行の御出席を可能にするように御取計らいをいただきました与党の皆さん方に対しましては、はなはだ感謝を申し上げたいと思ひます。私も、ひとつこうした問題が一挙に、一朝一夕に両院の相輔する役目を高めるとは思ひませんが、けれども、今回の機会をひとついい慣行に役立てるようにならして、ぜひともひとつわれわれが順守すべき唯一の規範である憲法の精神に従って、特に本案件が志向しております国民保健の増進に役立つような法案の成立、方針の確立のために努力をしていきたい。そうした配慮から他院の皆さん方にもいろいろ御質問を申し上げ、御見解をいただこうとしたものだというのを御了解をいただかしまして、はなはだおかしいのでありますけれども、ごあいさつを含めて質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○小野明君 橋本君がおりますときにお尋ねをしようと思つておりましたが、上田君の発言の途中でも発言を求めておつたのですが、遊谷、谷垣両君、昨日とは打つて変わった御方針を立てられて、非常に私も驚いておるわけですが。あまり驚いて、こうまで変わるかという事で質問も出ないくらいです。昨日、あなたは、そのときの事情について答弁をこころをいたしました、氏名も言ひました、それから資料も出しました、こうまで言つておるのです。こういうことを私はあまり言ひたいくはないのです。しかし、最後にあなたもこれを取り消された。この点についても私は非常に不満であつたけれども、委員長の方々の要求もありまして、それでは、明日、森田委員長が出席をするからと、そのようにあなた方も努力をするように私は了解をしてきのうは別れたと思ひます。それでしたね。私は責任者じゃないからと、それでは責任者と呼んでもらいたい、そういうことが幕切れで、そして終わつたあとで理事会になつた。きょうはもう他院のことであるか

ら、こういうことはもう初めからわかつておることであつて、しかし、本日のところは修正部分についてのみ、こういうことに強硬に言われるのであります。ところが先ほど橋本君の答弁を聞いておりました、これは適法に議決をされたものでありまして、こういうお話がある。それは遊谷君からも、谷垣君からもあつたようにお聞きをいたしておりました。たとえ修正の部分という事でワグがはめられておつても、これは合法、適法に議決をされておるということが前提でなければならぬのです。そういうことで、当然適法に議決をされたからという事で、昨日のいきさつもこれは、上田君が違つた見解を述べたならば、やはりどういふ事情で適法に議決をしたのだ、こういうことの一言くらいは、これはおつしやつたほうがいいのではないか。それはお聞きになつておる皆さんも、どうもこれはその辺に何かおかし、やましいところがあるから、その議決の事情についてはこたわつて言わないのだと、そういう印象しか持たないでしよう。ほんとに合法、適法に議決をされておりましたら、議長に報告しておりますように、二十一名出席云々と、こういう内容に触れると、また言われるかもしれないけれども、堂々とそういうふうにおつしやつた方がいいのではないか。合法の根拠、適法の根拠をおつしやつた上で法案について説明をいたしましやう、こういうことでないか、何か悪いことをして、それこそ口をぬぐつて、おれは言わぬぞと、黙秘権を行使されておるようなことでは、これはどうもかえつてあなたの方のためにならぬのではないかと私は思ふのです。この点について、私はひとつ両理事の御意見を伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(遊谷直蔵君) 小野委員の非常に御親切なお尋ねがございましたが、私も何かやましいところがあるから口をぬぐつて答弁をしないのではないかと御指摘でございますが、そのようなことは断じてございせん。ただ、私も先ほど来申し上げておる点は、もう一回繰り返

しますが、やはり両院の独立性、それから相互に相侵さない、これはやはり国会運営の基本的な態度ではないか。他院における審議の状況、特にその有効か無効かという点について、他院の委員会がこれを事ここまに審査するといふようなことが先例としてもは基本的な大きな支障を来たすのではないかとお聞きをいたしてございします。そういう意味におきまして、私も答弁したいという気持ちも実はあるわけでありまして、しかしながら、私も衆議院から参議院に参りまして、おまえのところの委員会は無効なことをやつてゐるではないか、あの採決は違法ではないかといふような、私もから見ると疑われるような質問に対しては答えをいたしますことは、衆議院議員としての私の良心が許さないのでございします。そういう意味で私はお答えをいたさないわけでございますから、この点はひとつ十分御了承をいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(谷垣一君) 委員長。

○小野明君 いいですよ。一人でも二人でも同じことでしやう、あなた方一緒に来ているのですからね。それはね、遊谷君、きのうそれを言うならば、きつぱなことなんです。きのう言えりつぱなことなんです。きのうと打つて変わつて開き直つたことですか。きのうと打つて変わつて開き直つたことですか、これはあなたの党のためを思つて私は言つておる。だから、適法ならば適法と、あなたはあくまで適法と言われるならば、こういうふうな適法であつたのですよ。うそをおつしやるならば、堂々と最後までうそをおつしやるほうがいいのではないか。私も信用せぬのだからね。そういうふうな好意的に私は言つてゐるわけですよ。

○衆議院議員(谷垣一君) 小野さんから実はたいへん御親切な質問をいただきました、(皮肉を言うな)と呼ぶ者あり。皮肉じゃありません。御親切な質問を受けまして、私はいい機会を与えて

いただいたと思つております。私たちがこころを申し上げておりますことは、おまえが黙つておれば、世間には何かやましいことがあつたり、あるいは不法なことがあつたりしてゐるから、口をぬぐつて、そして黙つておるのだから、そういうことではたいへんおまえたちのほうも都合が悪からうからしやべつたらどうだ、こういうお話でございますので、私はたいへん御親切な場を与えていただいたと実は思つておるのです。決して私たちがあの採決なりなんなりが不法であつたとか何とかといふことは毛頭考えておりません。それであればこそ、あつて衆議院で可決をして、そしてこちらに御送付をいたしたいのである、私はかように考えております。できれば、私がきのう、おとといといふろ申し上げましたように、一切お話を申し上げ、そしてやるのが一番いい方法であらうかと思ひますが、昨日のあなたのお話を承つておりまして、これは両方の議院のそれぞれの独立性という問題に關係の非常に深い、そういう問題についての御質問にだんだんとその問題が触れてきております。したがひまして、私もいささかおしやべりで、少し余分なことをしやべつたなあという氣にだんだんとなつたわけでございます。これはやはり両院のそれぞれの審議を尊重していくという立場で議論をしていかなきゃならぬと、こういうふうな思ひましたので、それで私は、資料であつた出席した人員の氏名を出せといふお話に對しまして、ひとつ出しましやうと言つておりましたのを、これはごかんべんを願ひたいと言つて申し上げたわけでありまして、私は、確かに修正案を提案いたしました者としてここに呼ばれております。したがつて修正部分に關して以外のことであまりしやべるといふことは、いささか冗舌に過ぎたかと考えておるわけでありまして、決して私は、昨日、私が提案理由の説明という形で参つておるから、それで私のほうの委員長を呼び出してくれといふ言ひ方は私はしてゐるはずであります。決してそういうところまで触れて私は申し上げておつた

わけではございません。これは調べていただければわかることだと思いますけれども、ただ私の立場として、私は提案理由説明者として参ったのでございまして、したがってその範囲の御答弁しかできないというのを御了承願いたい、こう申し上げたわけでございます。私は決して皮肉で申し上げているわけではございませんので、小野さんが、この際にひとつはつきりしておかぬと、何だか黙っておいて、何かやましいことがあつて黙つておるといふ誤解を与えてはいかぬからという意味の先ほどお話がございましたが、これはたいへんありがたく存じております。きのう、私がああしてあとで前のことばを取り消したようなかっこうになりましたことばにつきましては、私が十分そこまで考えずに、前もってお答えしたことが誤りであつた、これはたいへん申しわけなかつた、いままた重ねておわびを申し上げる次第でございます。御了承を願いたいと思うのであります。

○上田哲君 私は、澁谷議員にひとつ御見解をあらためて伺いたいと思うのであります。あなたがたのおっしゃいますように、両院相侵すべからずという原則を十分理解いたしております。同時に、両院が相補うべきであるということも理解していただかなければなりません。本日、皆さん方が主張される側面は、その前者の側面を非常に強調されたように私は受け取れるのであります。これもまた皆さん方の御見解としてはあるべきであるかもしませんが、であればこそ、相当ことばがくどいほどに、皆さん方にしかるべき礼を尽くすように私は努力したはずであります。いやしくもいま澁谷議員のおこたばの中に、衆議院の審議の内容について参議院がこれを審査するということがございました。私は、そういうようなことに受け取られてはならぬ。というところで、違法性であるというように受け取られるとおっしゃいましたけれども、そのために私は違法性をこころ争おうとは思わないということを再三申し上げたわけでありまして、どうか、そういう趣旨で

申し上げているのではないのだというこちら側の配慮について、そのことばについては十分御理解をお示しいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(澁谷直道君) けっこうでございます。〔何がけっこうだかわからない〕と呼ぶ者あり。

○上田哲君 それでは、衆議院側に対しての御質問は、これをもつて打ち切れという委員長のおことばでありまして、私どもが審査の対象とし得るものとしてお尋ねした問題を、一般法規上の解釈として、参議院の法制局長に二、三点だけ付け加わえて見解を承つておきたいと思ひます。

これは、大體きのうもこの点の一般論ではお答えできないということでありまして、毒づくわけじゃありませんけれども、あまりりっぱなお答えはないけれども、私どもとしてお尋ねしておきたいのは、通常、提案理由の説明の場合に、「等」という文言上の解釈でありますけれども、通常、修正趣旨説明の場合の「等」という場合には、たとえば施行期日や、修正に伴う当然の字句修正というふうなものを含むのではないかと、いふうに理解をしております。修正案の重要な骨子にかかわる部分については、提案理由の説明の中で「等」ということばでは足りないのではないかと思ひます。この問題が一点、まずそのことをお答えいただきたいと思ひます。

○法制局長(今枝常男君) ただいまのお尋ねは、これは今回の問題点をいわば審判するようになつては必ずしも思ひませんが、一応お答えいたしますが、私どもは、これは修正案、それから新たな法律案にかかわらず、「等」ということばでもつてあらわすのはどの程度ですべきかという点について、一般的にある程度までが「等」で、その他は「等」では無理だというふうな線は引いていないわけでございます。これは修正案に限りませんで、新たな法律案の場合でも、場合によつてはそういうことがあるのでございます。

○上田哲君 念のためにお尋ねをしておきますが、そうした問題について、慣習はどのようになつておりますか。

○法制局長(今枝常男君) 一般的な慣習というよりも、のがでございまして、存じないわけでございます。

○上田哲君 その次に、じゃもう一つだけ伺つておきます。予算を伴う修正に関しては、これは十分な要件を付しての——資料配付その他のことを言つておるのですが、提案がなされなければならぬというののが当然な解釈であります。この場合、かりにたとへば、通常いうところのお手元に配付したというような資料も見当たることなく、突如として混乱の議場に紙がまかれたというような形で、委員もその紙が存在することを了知しなかつたという形で資料配付が行なわれたという場合に、法規に照らしての十分な提案となるのでありましようか。

○法制局長(今枝常男君) 私にお尋ねの意味が、少なくともこういう法規的にいう立場からお尋ねの意味が十分に把握できない次第でございます。ともかくも修正案の場合に、これはむしろ議事運営の問題ですから、あまり詳しくございませぬけれども、あらかじめ案を備えてこれを提出しなければならぬというのではないように存じますが、ただいまの問題に關連しまして、すぐ法規的な問題になつてくるということを必ずしもいま的確に把握しかねておるわけでございます。

○小野明君 関連。いまの上田君の質問について、非常に局長の答弁に不満であります。昨日も私が申し上げておりますように、上田君もまだ質問が相当残つておる。私も昨日、委員長とお約束をいたしておりました。質問がまだたくさん残つております。ところが、残る時間は十一時までと限られております。そこで私には関連でしか発言を許さぬ。委員長は、先ほどから何回私が発言を求めても、委員長は速記をとめて、あるいは私を無視して自分が発言をする。この委員長の議事進行に私はきわめて危険なものを感じるわけでありまして、だからこの議事進行について、いま私は関連をとつて意見を言つておきたいと思ひますが、

十一時までという期限ではこの議事は終わらない、この委員会は終了をしない、このめどはつきりしてきかぬと思ひます。

そこで、私は、五十六条の三、この三によつて、「但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。」とあります。この条項に従つてこの委員会の期間を延長するように議長に要求することを要求したいと思ひます。

○委員長(吉田忠三郎君) ただいま提案されました小野君の意見は、むしろ委員長とすれば、動議だと解釈せざるを得ないわけですが、したがつて、動議だという解釈をすれば、採決をしなければならぬ、委員長とすれば、したがつて、この採決することについては私はちゅうちょしません。ちゅうちょしませんが、まだ——この本院から与えられた時間は、確かに御指摘のとおり、十一時でありまして、委員長は十分承知してあります。それだけに、委員長はいろいろの勸告をして、できるだけ皆さんの御要望にこたえるように、委員会をスムーズに運営できるように、先ほど来何回も言つておるようになつてきたわけですが、この点は御了解いただけるものと私は思つておる。ただ、いま小野君の指摘の中にございまして、確かに審議は十分じゃないですから、御不満があらうけれども、何か委員長が目的意識的に、そうして意図的に小野君の発言をさせないようなことがございまして、この点はいままでのこの委員会運営に当たつて、委員長といたして、いま申し上げられたようなことではないと思ひます。なぜかなれば、限られた時間ですから、確かにたくさん発言者がおります。できるだけ委員長とすれば多くの方々の発言を許しながら、冒頭申し上げたように、この委員会の審議を果しのあるものにして、こういうことなので、一度に二人とも発言するということにはまいらない、これは規則にそつたところから、したがつて、こういう扱い方になつた点は、非常に不満であらうけれども、御了解いただけるものと考えている。したがつて、いまのこの動議の扱いについては、委員

長といえしまでも、もうすでに時間がかなり経過しております。いま小野君が不満を述べられましたように、上林理事においても依然として質疑が保留されている。上田君の質疑もまだ尽きたとは委員長は認めておりません。もとより小野君の質疑が尽きたとも考えておりません。なおかつ藤原君、それから中沢君、さらには渋谷君等々の質疑者が通告されてきております、残っております。したがって、これ以上進めてまいりましても、皆さんの特段の委員長に対する御協力がなければ、確かに、この十一時まではこの質疑が終局しない。この程度の判断は、これは委員長としてもせざるを得ないです。いま小野さんの申されたように、十一時までには終わらないじゃないか、この点については同感でありますから、この際は、先ほど上田君の要求もございましたし、なお、大橋理事のほうからは、この際参考人と呼びなさい、全部手はずをしてある、憲法学者呼んである、この要求どうするのだという要求もございますから、あれやこれやを勘案をして、この際すみやかに緊急の私は理事会を開きたい、こう考えているわけです。

したがって、この扱いは、私としては、委員長の責任において暫時休憩いたします。

午後八時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

参議院社会労働委員会会議録第三十四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	終わりから	三	谷垣 専一君	谷垣 専一君
二	終わりから	八	谷垣 専一君	谷垣 専一君
三	終わりから	一八	谷垣 専一君	谷垣 専一君
四	終わりから	九	谷垣 専一君	谷垣 専一君
五	終わりから	三	谷垣 専一君	谷垣 専一君
六	終わりから	一八	谷垣 専一君	谷垣 専一君
七	終わりから	三	谷垣 専一君	谷垣 専一君
八	終わりから	一八	谷垣 専一君	谷垣 専一君
九	終わりから	三	谷垣 専一君	谷垣 専一君
一〇	終わりから	一八	谷垣 専一君	谷垣 専一君

第三十五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	終わりから	三	渋谷議員	渋谷議員
二	終わりから	八	保健所	保健医療
三	終わりから	一八	二本月	二月
四	終わりから	九	ましたが、年	ましたが、本年
五	終わりから	三	みやか	すみやか
六	終わりから	一八	ゼロ歳	ゼロ歳児
七	終わりから	三	いるか	いる
八	終わりから	一八	行政	行政
九	終わりから	三	求むべき	求むべく
一〇	終わりから	一八	正修	修正
一一	終わりから	三	両議院	両議員
一二	終わりから	一八	谷垣 専一君	谷垣 専一君
一三	終わりから	三	第三項	三
一四	終わりから	一八	抑せ	仰せ
一五	終わりから	三	いるのか	いいのか
一六	終わりから	一八	声を	声に

昭和四十四年八月十四日印刷

昭和四十四年八月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局